別紙５

広島市中央公園ファミリープールエリア（仮称）事業報告書（令和〇〇年度）

令和　年　月　日

広　島　市　長　様

所在地
指定管理者名
代表者氏名

広島市中央公園ファミリープールエリア（仮称）の管理に関する基本協定書第３０条の規定に基づき、下記のとおり管理業務の実施状況について報告します。

記

１　管理業務の実施状況

(1) 市民の平等利用の確保策の実施状況（障害者や高齢者などの利用に当たっての合理的配慮を含む。）

(2) 事業の実施状況

(3) 施設管理業務の実施状況

ア　施設の点検・修繕等の実施状況

イ　施設・物品の滅失・き損の状況

ウ　公用車の管理の状況（自動車検査登録及び自動車損害賠償責任保険の有効期限ほか）

エ　消防訓練の実施状況

オ　その他

２　施設の利用状況（年間利用者数）

(1) 利用者数

(2) 使用許可件数

(3) 使用拒否等の件数・理由
年月日、相手方の住所・名前、理由

(4) 有料利用者数

(5) 減免対象者数・理由

(6) 利用料金収入額等

３　広島市が示す利用状況の基準値に対する実績値及び利用促進策の実施状況

４　指定管理業務の収支状況

５　利用者ニーズの把握及びそれを踏まえた管理運営の実施状況

６　個人情報保護への対応状況

7　情報公開への対応状況

8　緊急事態、不法行為等への対応状況（防災、防犯、衛生対策などの安全対策を含む。）

9　苦情・要望への対応状況

10　人員体制、人員配置、指揮命令系統、責任体制、職員研修等

11　労働基準法等の遵守状況

労働基準法等の遵守状況は、別添１「労働基準法等の遵守状況に関する報告書(令和○○年度)のとおり

12　障害者雇用の取組状況

13　自己評価の実施状況

14　自主事業の実施状況及び収支状況

15　指定管理者の提案の実施状況

16　広島市が推進する行政施策に係る取組状況（令和　年３月１日現在）

(1) 雇用障害者数等

ア　常用雇用労働者数	人
イ　法定雇用障害者数算定の基礎となる労働者の数	人
ウ　法定雇用障害者数（イ×○.○%）(小数点以下は切捨て)	人
エ　障害者雇用数	人
オ　実雇用率（エ÷イ×１００）	%
カ　障害者不足数（ウーエ）	人

※算定は公共職業安定所へ提出する障害者雇用状況報告書の取扱いと同様とする。

(2) 環境問題への配慮（ＩＳＯ１４００１・ＩＳＯ１４００５・エコアクション２１の取得や省エネルギー、省資源及び廃棄物減量などの環境への負荷の低減に向けた取組）

(3) 男女共同参画・子育て支援の推進（次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定及び認定状況等）

(4) 本施設の従事者のうち市内在住者の割合

本施設の配置人員　　人、うち市内在住者　　人

別紙６

リスク（不可抗力によるものを除く。）分担一覧表

リスク区分			リスクの内容		負担者 甲	負担者 乙	補足説明
共通事項	制度関連リスク	法制度リスク	法制度の新設･変更に伴うもの	施設等の新設又は改築	○		
				管理基準の変更による管理コストの増加	○	△	基本的には甲が負担するが、乙の管理業務の簡易な見直しで対応できる場合は、乙が行う。
				上記以外		○	
		許認可取得リスク	上記に伴う新たな許認可等の取得	施設等の設置に伴うもの	○		
				上記以外		○	
		税制度リスク	税制度の新設･変更に伴うもの	管理経費に直接的に影響を及ぼすもの（消費税等）	○	△	基本的には甲が負担するが、乙の管理業務の簡易な見直しで対応できる場合は、乙が行う。
				上記以外（法人税，固定資産税等）		○	
	社会リスク	住民対応リスク	想定外の住民運動，訴訟，要望等	施設等の設置に係るもの	○		
				上記以外	△	○	基本的には乙が対応するが、甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。
		環境問題リスク	想定外の周辺地域への環境問題（水量減，水質悪化，騒音，臭気等）	引渡し後２年以内（設備機器本体等は１年以内、構造耐力上主要な部分等は 10 年以内、故意・重過失の場合は民法の消滅時効内）に、契約不適合が見つかった場合	※	※	
				引渡し後３年目以降に、契約不適合が見つかった場合（ただし、経年劣化と認められるものは除く）	○		
				上記以外	△	○	基本的には乙が対応するが、甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。
	上記リスクに伴う管理業務の中断・中止リスク		甲の責めによるもの（甲の債務不履行等）		○		
			上記以外			○	
	需要リスク		需要の変動による収入の増減	施設改修等の休館、閉館による利用者の減少	○		
				上記以外の需要の変動による収入の増減	○	○	プロフィットシェア又はロスシェアを適用する。

※：甲を経由して設計・建設等請負工事契約書締結者（受注者）の負担とする

リスク区分		リスクの内容		負担者		補足説明
				甲	乙	
維持管理業務	運営開始遅延リスク	管理業務開始の遅延	甲の規定整備等の遅延に伴うもの	○		
			乙の規定整備等の遅延に伴うもの		○	
			運転資金確保，準備等の遅延に伴うもの		○	
	施設瑕疵リスク	引渡し後２年以内（設備機器本体等は１年以内、構造耐力上主要な部分等は 10 年以内、故意・重過失の場合は民法の消滅時効内）に、契約不適合が見つかった場合		※	※	
		引渡し後３年目以降に、契約不適合が見つかった場合（ただし、経年劣化と認められるものは除く）		○		
	維持管理コストリスク	維持管理コストの増大・減少	業務仕様内容の変更に伴うもの	○		
			賃金水準及び物価水準の変動	○		賃金及び物価スライド制度により対応する
			上記以外（金利、需要の変動等）		○	
	施設等損傷リスク	事故・火災等によるもの（甲の責めによるものを除く。）		△	○	基本的には乙が対応するが、建物の火災保険の加入は甲が行う。
	物品更新リスク	物品の更新	甲の設置した備品	○		
			上記以外		○	
	修繕費リスク	大規模修繕		○		基本的には甲の負担とするが、乙による修繕も認める。大規模修繕は費用が１件あたり１００万円以上のものとし、これに該当するか否かは、個別に甲が決定する。
		小規模修繕			○	
その他業務	来館者リスク	来館者，利用者とのトラブル等			○	
	事故リスク（第三者賠償）	来館者の事故等	甲の施設等の設置瑕疵に係るもの	△	○	基本的には乙の加入する施設賠償責任保険により対応するものとする。
			上記以外		○	乙は、自己の責任において、各種保険の加入等の対策をとるものとする。
	盗難紛失リスク	現金，物品の盗難，紛失等			○	
	営業リスク	営業に伴うトラブル，事故等			○	
	イベントリスク	イベントの実施に伴うトラブル，事故等			○	

※：甲を経由して設計・建設等請負工事契約書締結者（受注者）の負担とする